

栄山寺鐘銘をめぐる ― 道澄寺小考 ―

野尻 忠

はじめに

栄山寺鐘は、奈良県五條市小島の古刹栄山寺に所在し、国宝に指定されている（昭和二七年指定）。古来よりその美しさをもつてよく知られ、特に、創建の由来とともに延喜一七年鑄鐘のことを記す銘文は、貞観一七年（八七五）の年紀を持つ神護寺鐘銘（神護寺藏、国宝）と並んで、古鐘銘の双璧と称せられている。

全体の大きさは口径八九センチメートル、高さ一五七・四センチメートルで、銘文は池の間四区にわたり八字×三二行が陽刻されている。

これから詳しく述べるように、この鐘は元来栄山寺のものではなく、山城国紀伊郡の道澄寺の鐘であった。現在も京都市伏見区に道澄寺という同名の寺院があるが、この寺は、江戸時代に、すでに廃絶していた道澄寺の名だけをとって建てられたものである。道澄寺の歴史はいまひとつ詳らかでなく、したがって、これが栄山寺の所蔵に帰した時期も不明である。移動時期の推定はいくつか行われているが、どの説

も根拠が明瞭でない。

そこで今回は、まずはじめに鐘銘の考察を行い、ついで道澄寺について検討する。道澄寺に関しては、これまでの研究では全く触れられることのなかった一史料を取り上げ、創建時期や所在地について考える。その結果、移動の時期やその他、栄山寺鐘に関する新知見も生まれることになるだろう。

一 栄山寺鐘銘

1 銘文

次頁に全文を掲げる。^① 返り点および句読点を施したので、読み下し文は付けない。第四区の詞については、四字ごとに空白を置いた。^② 銘文は内容から二つの部分に分けることができる。すなわち、道澄寺建立の経緯を記した前半（第三区2行目の句点まで）と、鑄鐘について述べた後半とである。

〔釈文〕

(第一区)

道澄寺者、從三位守	1	行番号
大納言兼右近衛大	2	
将行皇太子傳藤原	3	
朝臣・參議左大弁從	4	
四位上兼行勘解由	5	
長官播磨權守橘朝	6	
臣為 _レ 報 _二 四恩 _一 濟 _中 六趣 _上	7	
合 _レ 誠勳 _レ 力所 _二 建立 _一 也、	8	

(第二区)

堂宇比 _レ 薨、南北輪奐、	1
尊像接 _レ 座、前後跣趺、	2
兩相公宿殖 _二 香火 _一 之	3
緣、生為 _二 瓜葛 _一 之戚、非 _二	4
唯現世結 _二 契闊 _一 之情、	5
亦欲 _二 淨利 _一 共 _二 安養 _一 之	6
樂、故各取 _二 其名首字 _一 、	7
以為 _二 此寺額題 _一 、所以	8

(第三区)

貽 _二 本緣 _一 於來代二期 _中 同	1	行番号
志於他生 _上 也。藤丑相	2	
爰命 _二 鳧匠 _一 、乃鑄 _二 鴻鐘 _一 、	3	
且將 _レ 令 _レ 長夜昏迷聞 _二	4	
妙声 _一 而知 _二 曉苦海沈 _二	5	
溺驚 _二 梵叫 _一 而通 _レ 津、延	6	
喜十七年十一月三	7	
日銘、其詞云、	8	

(第四区)

倅師施 _レ 治	1	菩提催 _レ 緣
虛受必応	2	響高自伝
從 _レ 夕至 _レ 曉	3	出 _レ 定入 _レ 禪
傍唱 _二 衆聖 _一	4	遙警 _二 大仙 _一
法喜增感	5	耶夢驚眠
通 _二 阿鼻獄 _一	6	達 _二 有頂天 _一
劫数億万	7	世界三千
一音利益	8	無限無辺

銘文の解釈については、清水卓夫・藪田嘉一郎・佐々木利三・川勝政太郎「京都古銘選釋 七」⁽³⁾（一九四二年。以下「古銘選釋」と略

記）に詳細な注釈があり、ほぼそれに尽くされているのでそちらを参照していただくこととし、ここでは問題となる部分のみを取り上げる。

2 道明と澄清

銘文から明らかのように、道澄寺は藤原道明と橘澄清が合力して建立したもので、両者の名から首字一字ずつをとって寺名とした。鐘は、道明が主導して延喜一七年に鑄造したものである。⁽⁴⁾

道明は武智麻呂を祖とする藤原南家の人物で、その母が澄清の姉（名は不詳）にあたる。つまり、澄清が叔父、道明が甥という関係になる（↓関係系図）。但し、叔父の澄清のほうが五つ歳下である。両者は年齢も近く、同時期に文章生として出身しており、⁽⁵⁾親しい関係にあったことは想像に難くない。銘文中にも、第二区4行目に「生れては瓜葛の戚と為る」と、親戚関係であることが述べられている。

延喜一七年当時、道明は従三位大納言、澄清は参議左大弁従四位上で播磨権守の任にあった。『公卿補任』によると、延喜四年正月一二日に播磨権守となった澄清は、延喜一七〇一八年頃に一旦その任を辞しているが（延喜一九年に再任）、本銘文により延喜一七年の一月までは播磨権守であったことがわかる。金石文史料が典籍など文献史料の不足部分を補う好例である。

道明は、その後まもなく延喜二〇年六月一七日に没した。澄清のほうは、道明没の五年後の延長三年（九二五）五月六日に、従三位中納言で没している。五つ違いの両者は、はからずも同じ年齢で死を迎えた。

3 銘文の作成者

さて、この銘文をめぐるのは、古くから菅原道真撰、小野道風筆と言われてきた。坪井良平氏のように、これを江戸時代の好事家による作り言と一蹴する見解もある一方、⁽⁶⁾そのまま踏襲する概説書もある。菅原道真撰説に関して言えば、道真没が一四年前の延喜三年だから、俗説の可能性が高い。後述するように道澄寺の創建は延喜三年と考えられ、銘文の骨格を撰するだけであれば道真にも不可能ではないが、死を大宰府の地で迎えた道真がこれを撰した可能性はほとんどないだろう。小野道風筆説については筆者には判断できない。彼は延喜一七年当時二二歳である。書風から見ると、道風より古い時期のものだろうである。⁽⁸⁾

銘文の作者について、もちろんここで結論が出るわけではない。しかし、先述のように道明と澄清は同時期に文章生として出身しており、また、両者とも『延喜式』の編纂に携わったことが、その序文より知られる。⁽⁹⁾したがって、整った文章ならこの両者にも作成できただろうから、文章の美しさに引きずられた俗説に従うよりも、銘文は本人たちの手になると考えておくのが最も妥当ではないか。ただ、その場合にも、「古銘選釋」も言うように、銘文の第二区3行目で自らを指して「両相公」と称していることになってしまう点が問題ではある。

4 鐘銘の研究史

この鐘の存在は非常に古くからよく知られており、江戸時代の地誌や金石文関係の文献において、これに関連しないものはほとんどないと言つてよいほどである。

その中でも、栄山寺に所在するこの鐘について、管見の限りで最も早い時期に言及した文献は『山州名跡志』⁽¹⁰⁾である。元禄一五年（一七〇二）に成った本書の卷一二紀伊郡部は、道澄寺について、その旧跡は不詳であると記すのに続き、「此寺ノ鐘、今大和国栄山寺ニアリ、其銘如左、深草道澄寺鐘銘并序」として鐘銘全文を掲げる⁽¹²⁾。

江戸時代中期の宝暦四年（一七五四）に成った『山城名跡巡行志』⁽¹³⁾には、「道澄寺 在斜橋（見拾芥抄）、廃而今興、其鐘在和州宇智郡栄山寺」⁽¹⁴⁾とあり、やはり、この鐘が栄山寺に所在したことを伝えている。また、本史料からは、同時に、江戸時代中期当時の道澄寺が一旦廃絶したあと再興したものであったこともわかる。特に根拠はないが、道澄寺が廃寺となっていた時期に、鐘も栄山寺に移入したと思われる。

その後の文献でも、『扶桑鐘銘集』⁽¹⁵⁾や『集古十種』⁽¹⁶⁾、『古京遺文』⁽¹⁷⁾などに銘文が掲載されている。また、太田南畝は著作『南畝莠言』⁽¹⁸⁾の中でこの鐘銘を引用し、建立当事者の両者の名から一字ずつとって寺名としたという中国の故事を紹介して、道澄寺もこの故事にもとづいたものだと言っている。この頃には、この鐘の存在は識者のあいだにかなり広く知れ渡っていたようである⁽²⁰⁾。

近代では木崎愛吉『大日本金石史』⁽²¹⁾や、坪井良平『日本の梵鐘』⁽²²⁾『日本古鐘銘集成』⁽²³⁾が代表的。専論としては、先にあげた「古銘選釋」などがあるが、後論で必要に応じて触れることとし、ここではこれくらいにとどめておこう。

5 栄山寺への移入

A 研究史

先述のように、この鐘は元禄一五年にはすでに栄山寺に所在した。もともと山城国紀伊郡の道澄寺にあったはずの鐘が、いつ頃、いかなる経緯で栄山寺のものとなったのか、明確な記録は残っていない。

まず、この点に関する先学の見解を紹介しておこう。

『大和名所図会』⁽²³⁾は、「当寺（栄山寺）に來りし時代詳ならず、当山の旧記に所見なし、俗説ありといへども信ずるに足ず」と言う。

『大日本金石史』⁽²⁴⁾は、「この鐘の栄山寺に移されたのは、その祖武智麻呂公の墓といふもの同寺に在りといふに照らして、その關係を概見すべきであらう。但し移転の年代は詳かでない」としている。栄山寺への移入と藤原南家の武智麻呂とを関連づける研究は他にもいくつか見られる⁽²⁴⁾。銘文中の藤原道明は南家の人物で武智麻呂の五世孫に当たり、言うまでもなく栄山寺は武智麻呂と縁の深い寺院であるから、この鐘が他の寺院ではなく栄山寺に移入したのは、武智麻呂の五世孫道明の名の記されていることが直接の理由になっているという可能性は極めて高い。

『京都市の地名』⁽²⁵⁾では、「鐘が、応仁の兵乱に剽掠されて寺の所有を離れ、のち栄山寺の所有に帰していることから、応仁・文明の兵乱後には寺も退転していたものと推察される」としている。これによれば、鐘が応仁・文明の乱の際に剽掠されたことを示す何らかの根拠があるようだが、筆者は今のところそのような史料を確認できていない。

『平安時代史事典』の項目「道澄寺」（大石良材氏執筆）では、「鐘が栄山寺に移ったのは、建立者の一人が栄山寺の本願藤原武智麻呂の子孫であるからであろうが、その時期や事情はともに不明である」とされている。この記述にしたがうと、この鐘は道澄寺から直接栄山寺に移ったように思えるが、それは必ずしも自明でない。すなわち、道

澄寺を離れてから栄山寺に移入するまでの間に、第三者の手を経て
る可能性は否定できないのである。一般に、寺院の鐘が移動するの
は様々な契機があつたようである。この点については、本節Cにおい
て詳述する。

発表時期の順序は前後するが、次に福山敏男氏の見解（一九五
一年）を紹介する。⁽²⁶⁾ 福山氏は、古代から近代に至る栄山寺史の検討を
進めるなかで、この鐘の移入時期も推定された。結論としては、室町
後期から江戸初期（元禄年間以前）の間と、移入時期の幅を慎重に広
くとつておられるが、それはすなわち室町後期以前には溯らないとい
うことでもある。氏の見解は、栄山寺史の総合的な研究成果に支えら
れており、筆者もそれに異論があるわけではない。しかし、別の視点
からさらに一步踏み込んだ憶測も可能ではないかと考えている。次項
で検討しよう。

B 栄山寺の歴史

承徳二年（一〇九八）八月一日栄山寺別当実経起請文⁽²⁷⁾によれば、
栄山寺は養老三年藤原武智麻呂の創建であり、天平九年に武智麻呂が
没した際、墓所として大和国宇智郡阿陀郷栄山が点定されたという。
また、同起請文によれば、境内に現在も残る八角堂は、仲麻呂が祖先
の菩提を弔うため建立したものである。これらの所伝にどの程度信頼
を置けるかについては検討の余地があるが、福山氏によれば、正倉院
文書の天平神護元年（七六五）四月五日僧綱牒⁽²⁸⁾に見える「前山寺」
は栄山寺のことであり、同じく正倉院文書の天平宝字七年（七六三）
一二月二〇日造円堂所牒⁽²⁹⁾より、この頃に円堂（＝八角堂）を建設中
であつたというから、少なくとも、栄山寺は八世紀までには創建され、
武智麻呂墓の守護寺として寺観を整えていたことは確かであろう。福

山氏は、境内出土遺物の検討から、栄山寺は七世紀末の持統朝に創建
されたと想定している。⁽³⁰⁾

さて、承徳二年実経起請文によれば、九世紀以降、時代の推移とと
もに栄山寺の寺容は衰えていったようである。特に貞観八年（八六
六）、群賊に襲われ鐘や塔の露盤（相輪）を盗まれたのは大きな事件
であつた。⁽³¹⁾ その後、延喜三年（九〇三）頃に別当大法師神鏡が再興
を企図し、相輪を上げ、鐘を鑄造し、堂舎を修理、整備した。が、そ
の後は再び荒れていったようである。神鏡が鑄造したという鐘は現存
しない。その神鏡が延喜一三年に作成した起請文というものが存在し
たらしいが、これも残念ながら現存しない。しかし、先の承徳二年実
経起請文も神鏡起請文を大いに参照して作成されているようであり、
また平安時代末の永暦元年（一一六〇）一月二〇日付の栄山寺文書
奉納文（公驗目錄）⁽³³⁾に「神鏡起請文一通三枚」とあり、保元三年
（一一五八）七月二八日官宣旨案⁽³⁴⁾に見える「延喜一三年三月五日起請
文」も神鏡起請文を指しているであろうから、神鏡起請文はかなり後
の時代まで影響力を持っていたと考えられ、栄山寺における神鏡とい
う人物の存在の大きさを窺わせる。

その後の栄山寺であるが、福山氏の整理によれば、室町時代頃から、
武智麻呂の影供が八角堂で行われるようになっていくという。そして、
江戸時代になると、その影供が創建以来脈々と営まれてきたかのよう
な記述が史料上に見られるようになることである。福山氏がこ
の鐘の移入時期を室町後期以降と想定したのも、室町時代中期から栄
山寺が武智麻呂を称揚する方向に進んでいることを背景に、南家に関
わる内容の銘文を持つこの鐘を、寺が積極的に受け入れようとするこ
とは十分ありえると考えたからだろう。

さらに言えば、延喜三年頃の神鏡によって鑄造された鐘については、実物が当時まで残っていたかどうかはともかく、神鏡という再興者の名とともに寺伝として伝わっていたことは間違いなく、この鐘の銘文に記された「延喜」という年紀も神鏡の伝説と重なり合っており、寺を積極的な受け入れに向かわせたという側面があったのではないかと推察される。以下はあくまで可能性にすぎないが、道澄寺の創建は次章で述べられるように延喜三年と推定され、神鏡の鑄鐘年代と同じであるという点も、その背景として興味深い。すでに廃絶していたであろう道澄寺の歴史が、当時どの程度知られていたかは定かでないが、一つの可能性として提示しておくたい。

C 鐘の移動とその事情

寺院の鐘が時代とともに移動した例は、何もこの栄山寺鐘のただけではなく、他にいくつも存在する。鐘の移動は、時代や地域を問わず、常に起こっている現象だった。最近では、戦時中に鐘の供出が行われたことはよく知られている。鐘は、意外なほど容易に移動してしまう動産なのである。古代の年紀を銘文に持つ鐘だけに限っても、表一に示したような移動した鐘の事例が確認される。

寺運が傾いた時に売りに出したり、逆に購入したりという経緯で移動する例は多いようである。西光寺鐘のように複雑な移動過程が判明する例もあり、また珍しいものとしては、千葉県成田市で土木作業中にたまたま土中より発見された鐘が、はるか遠く離れた肥前国佐嘉郡椅寺の旧蔵になるものだったというような例もある。³⁵⁾

以上のように、鐘の移動は非常に起こりやすい現象で、なおかつそれぞれの場合があるため、その経緯を普遍化することは不可能である。栄山寺鐘銘について言えば、栄山寺にそれが移入した経緯は前項で述

べたような想定が可能であるが、それが道澄寺から直接栄山寺に移動したものかどうかは俄かには判断できず、むしろ、道澄寺が退転して鐘が流出し、第三者の手を経て栄山寺に帰したと考えるほうが妥当であろう。あくまで憶測に過ぎないが、寺から寺への移動であれば、何らかの記録が残っていてしかるべきだと思ふからである。³⁶⁾

二 道澄寺小考

1 研究史

栄山寺鐘銘によってその名を知られている道澄寺であるが、道澄寺自身の歴史はほとんど明らかでない。山城国紀伊郡深草郷に所在したと建立者名くらいしか知られない。現在京都市伏見区直違橋六丁目にある同名寺院は、冒頭で述べたように近世に建てられた寺院である。

道澄寺は、『拾芥抄』³⁷⁾に「道明澄清二人合力建立」という記事がある（『拾芥抄』には「道隆寺」とあるが、誤りだろう）ものの、これ以降近世に至るまで史料上に全くその姿を見せない。

廃絶時期については、先述通り『京都市の地名』が応仁・文明の乱後には退転していたと推定するほか、『平安時代史事典』は「鎌倉時代には荒廃していた模様」としている。どちらも根拠が示されておらず、詳細は不明である。『山州名跡志』に「旧跡今不詳」とあるように、近世にはすでに過去の寺院となっていた。

その旧跡について、『大日本金石史』に引用された「或人の記」（安永六年（一七七七）には、道澄寺住僧の談話として、寺から二、三町離れた場所に礎石があるが古い記録はない、という話が載せられて

(39) いる。現在はその礎石すらどこにあったのか判然としなくなっている。

したがって、道澄寺の歴史やその所在地について考察を深めるためには、別の視点が必要である。幸い、それを考えるのに格好の材料がある。本稿で紹介してきた文献も含め、これまでの道澄寺の研究では、なぜか全く触れられることのなかった史料である。

2 道澄寺の歴史

これまで幾度か述べてきたように、筆者は道澄寺の創建を、栄山寺鐘が鑄造されるより一四年前の延喜三年と考えている。その根拠となるのは、貞観一四年(八七二)三月九日付「貞観寺田地目録帳」(40)の欄外に施された次の書き入れである。

右件地、壹町捌段之内、建立道澄寺壹町貳段貳佰捌拾歩、建立之後、從去延喜三年至承平三年經卅一箇年、仍便沽却彼寺北堂(41)已了、但一段三百歩観音地。

貞観寺は、現在の京都市伏見区の深草に所在した寺院である。(42)細かい考証は省略するが、初め嘉祥寺西院として藤原良房によつて建立され、貞観四年に貞観寺として独立し、以後隆盛を誇った。田地目録によると貞観一四年当時、貞観寺は全国に所領を持ち、特に山城国の寺辺には多くの所領があつた。なお、田地目録には全面に太政官印が捺されている。

問題の書き入れは、山城国の「寺辺島二町六段」と記された部分に施されている。関連部分を次に掲げる。

山城国田地十九町七段百六十二歩

寺辺島二町六段

一町 (中略) 刑部丞高階常河所_レ進

三段 基範王奉_レ沽

五段 秦秋麿奉_レ沽 上座延祥法師私買奉_レ施_レ入自願千手仏悔

過燈料

六段 (中略) 元淳達師地

二段 故右大臣所_レ施入

書き入れは、右の引用史料三行目「一町」の真上の欄外に、料紙の右を上にする形で施され、書き入れの字面には貞観寺印が三顆捺されている。(43) 印も右を上とする向きに捺される。

書き入れの私積を示しておこう。まず「右件地壹町捌段」であるが、田地目録本文の寺辺島二町六段とは面積が一致しない。内訳の最初の三項目を合計すると一町八段になる(一町十三段十五段)から、或いはこれを指している可能性もあろう。いずれにしても、その一町八段のうち一町二段二八〇歩の貞観寺寺辺島に道澄寺が建立された。建立の後延喜三年以降、公認されないまま事実上の道澄寺地となつていたが、三一年後の承平三年(九三三)になつて、道澄寺の「北堂」(44)に売却するという形で正式に貞観寺が公認した。ただし、そのうち一段三〇〇歩は観音地とした。観音地については、貞観寺には観音堂のあつたことが確認できるから、これに関係するとも考えられる。

このように、書き入れは細部においては異なる解釈の余地がある。しかし、書き入れの主体が貞観寺であり、文中の「彼寺」が道澄寺を指すことは動かないだろうから、次のことは確実に言えよう。すなわち、道澄寺はもともと貞観寺寺辺島だつた地に建立されたものであること、道澄寺が寺辺島を占有するようになったのは延喜三年からであること、その地は承平三年に道澄寺地として貞観寺が公認したことな

どである。

事実上の道澄寺地となったのが延喜三年からであるということは、すなわち道澄寺の造営が延喜三年に始まったことを意味すると考えるのが自然であり、本稿で繰り返し述べてきたように道澄寺の創建は延喜三年と考えられる。そして、徐々に伽藍が整えられていく中で、延喜一七年に鐘が鑄造されたのであろう。

さて、その後の道澄寺であるが、まず延喜二一年六月七日に、前年六月一七日に没した藤原道明の追福供養が行われたことが知られる。⁽⁴⁵⁾

時代は下つて、一〇世紀末以降には、道澄寺において毎年のように周忌諷誦の修されたことが『小右記』に記されている。⁽⁴⁶⁾ 諷誦は、記主藤原実資の母尹文女の忌日にあたる一月三日に行われているが、尹文は道明の男であり、つまり道明の孫娘が実資の母という関係になる(↓関係系図)から、その縁によって道澄寺で諷誦が修されたのだらう。同じく『小右記』永祚元年(九八九)六月五日条によると、道澄寺において「猪熊殿周忌法事」が修されている。猪熊殿は尹忠であり、伊文の兄弟で実資母のおじにあたる。⁽⁴⁷⁾

その後の道澄寺は、『拾芥抄』にその名が見える以外には不明である。福山氏の想定のように室町時代後期頃に鐘が栄山寺に移入したとすれば、それ以前に道澄寺は廃絶していた。少なくとも、元禄年間にはすでに旧跡も分からなくなっていたのだから、それを相当程度さかのぼる時期に絶えていたはずである。

3 道澄寺の所在

前節では、貞観寺田地目録帳欄外書き入れによって創建年代を確定し、道澄寺の歴史を考えてきたのであるが、この書き入れはさらにも

う一つの知見をもたらしにくれる。それを次に見ていこう。

道澄寺の旧跡は、礎石の存在が指摘された以外には、これまで全く不詳とされてきた。しかし、貞観寺田地目録帳欄外書き入れによって、貞観寺の寺辺畠に建立されたことが明らかである。そして、幸いなことに、平安時代初の貞観寺関連文書群⁽⁴⁸⁾によって貞観寺地の条里坪付が判明し、道澄寺旧地の所在についても、かなりの程度まで特定することができるといえる。

まず、当時の貞観寺が、山城国紀伊郡条里のうち九条深草里または深草東外里に所在したことは確実である。そして、その寺辺畠は九条深草里二九坪(『平安遺文』一三六号)、三一・三三坪(一四一号)、三三・三四坪(四三号)、九条深草東外里一二坪(一八号、一四六号)、五・六坪(一四一号)などに所在したと考えられる。⁽⁴⁹⁾ これを模式図で示したのが図一である。もちろん、これらの中には寺院境内地そのものも含まれている可能性はあるし、これですべてということはないだらう。

深草東外里一二坪の土地は、『平安遺文』一四六号文書によれば、面積六段で、僧淳達により貞観寺に施入されたものである。よって、施入者名の一致から、これが先掲田地目録の寺辺畠の内訳四項目にあげられた土地に当たることが分かる。したがって、深草東外里一二坪の六段は確実に寺辺畠である。そして、先に寺辺畠の合計と書き入れの面積が合わないことについて、内訳のうち最初の三項目だけを合計した可能性を指摘したが、もしそれが正しいとすると、この深草東外里一二坪の土地は道澄寺地に含まれないことになる。その場合には、深草里と深草東外里にまたがって広がる、一ブロックの寺辺畠所在坪あたりに道澄寺が建立されたことになるのだが、その蓋然性はかな

り高いように思う。貞観寺はその南東方に所在したと思われる。

というのも、『日本三代実録』貞観八年二月二日条には、仁明天皇陵の四至のうち、西の境は貞観寺の東垣に接していると記されているが、復元されている紀伊郡条里に従うと、以上の条件を満たす貞観寺地は深草東外里の中央から東側にかけての地点しかないからである。

具体的に見ていこう。紀伊郡条里は金田章裕氏により復元図が作成されている。⁽⁵²⁾この地域は、中世の条里図が九条家文書の中に残り、金田氏によれば遺存地割も明確であるため、かなり良く復元されている。そして、深草東外里は、現在の深草真宗院町を中心とする地域で、南界はほぼ名神高速道路の南縁にあたる、⁽⁵⁵⁾とされている。西側に接する深草里の西境が奈良街道の西に沿う⁽⁵⁶⁾ということだから、現状で名神高速道路の南側にある仁明天皇陵は、深草東外里の中央から東よりの地点に南接して所在することになる。或いは、当時の兆域は深草東外里に及んでいた可能性もあろう。これの西側に貞観寺の東垣が接していたのだから、貞観寺は深草東外里でも中央から西よりにかけての地に想定できる。深草里から深草外里にかけて広がる畠が、「寺辺」と称されたのよう⁽⁵⁷⁾なところである。

更に、貞観寺が当初は嘉祥寺西院として建立されたことから考えると、嘉祥寺は貞観寺の東側に位置していたことになり、周辺はあたかも寺院密集地の様相を呈していたのである。その西北方、現在伏見稲荷のある辺りのすぐ南東には、基経が建立を始めた極楽寺があり、本稿の推定が正しいとすれば、道澄寺は貞観寺と極楽寺という北家の菩提寺に挟まれる位置に割って入るかのような形で建立されたのである。

おわりに

以上、栄山寺鐘銘と道澄寺について、若干の考察を試みてきた。

最後に一つだけ、本文中では取り上げなかった問題について触れて本稿を終えたい。

それは、道澄寺がなぜ貞観寺地に建立されたのか、どうしてそのようなことが可能だったのか、ということである。これは非常に大きな、そして根本的な問題である。南家の道明（と橘澄清）が、北家の寺である貞観寺の地に道澄寺を建立できた背景には、何か両家の間を結ぶものがあつたと考えるべきだろう。

例えば、第二章第2節で触れたように、北家の実資は、南家出身の母（尹文女）の菩提を弔う諷誦を道澄寺で行っている。このような、両家をつなぐ何らかの要素が、道澄寺建立の背景にもあつたのだと思う。

こうした事例は、当時の家や人間どうしの関係のあり方などを考える上で参考になるものではないかと考えているが、結論はすぐには出さうもない。問題を提起するにとどめておく。

本稿が研究の進展に寄与することがあれば幸いである。

註

(1) 釈文では、原文の旧字体は原則として現行字体に改めた。

ところで、第四区2行目の6文字目「高」は釈読上問題となる文字である。「古京遺文」(後掲註17参照)は「亮」の異字体に読み、その根拠として天平一一年の年紀を持つ楊貴氏墓誌(「古京遺文」)に拓本と釈文あ

り。現在は所在不詳」と智證大師写経に見える同一字体をあげている
〔古京遺文注釈〕（一九八九年・桜楓社）は、これを、「あきらかに」と訓じる。念のため確認しておけば、〔扶桑鐘銘集〕（註15）は「高」、〔大日本金石史〕（註21）と『日本古鐘銘集成』（註22）は「亮」とする。本稿では、拓本の読み取りによれば「高」字に近いこと（註3「古銘選釋」も「高」と読む）、且つそれで意味が通る（「響き高らかに」の意）ことから、「高」と読んでおく。

(2) 句読点を付さなかったのは、詞としての体裁を損なわないためである。意味を取りやすいように四字ずつで区切った。

(3) 清水卓夫・藪田嘉一郎・佐々木利三・川勝政太郎「京都古銘選釋七」『史迹と美術』一三〇七（通巻一四〇号）一九四二年七月。

(4) 一部に、鐘も藤原道明と橘澄清の合力であるかのように記述する解説文があるが（文化庁『国宝事典（新訂増補改訂版）』（一九六八年・便利堂）、高田十郎「栄山寺の金石文」『大和志』六ノ一（一九三九年一月）など）、銘文の解釈としては明らかな間違いで、鑄鐘の主導者は藤原道明である。また、延喜一七年は鑄鐘の年紀であるが、これが同時に創建の年紀であると解説する文献もある（『平安時代史事典』（一九九四年・角川書店）「道澄寺」「藤原道明」の項目）。しかし、これも銘文の解釈だけからは結論が出ない。後述のように、筆者は創建を延喜三年と考えている。

(5) 『公卿補任』延喜九年条・延喜一三年条によれば、藤原道明・橘澄清ともに「寛平二年秋文章生」となっている。

(6) 坪井良平『日本の梵鐘』（一九七〇年・角川書店）

(7) 『日本紀略』延喜三年二月二十五日丙申条に「從二位大宰権帥菅原朝臣薨於西府（年五十九）」とある。

(8) 『国宝大事典 四』（一九八六年・講談社）七七頁の解説によれば、書の様式的には実年代がさらに遡るものだという。文化庁監修『原色版 国宝 4 平安Ⅱ』（一九六八年・毎日新聞社）でも、この書体は道風よりもさらに古い様式を存すると解説されている。

(9) 道明は延喜五年八月の『延喜式』編纂開始当初から編纂者の一人として名を連ね、澄清のほうは延喜一二年、改めて編纂を促す勅の下された際に参画している。

(10) 白慧『山州名跡志』巻二二（新修 京都叢書）第一八（一九六七年・光彩社）

(11) 福山敏男氏によれば、元禄四年（二六九一）頃のものだと推定される『和州栄山寺之図』（陽明文庫所蔵）にも、この鐘が描かれているという。同図には、この鐘がもと深草にあったことと、薬師の靈夢によって栄山寺に移したことが記されているという（福山敏男「栄山寺の歴史」『寺院建築の研究 中（福山敏男著作集二）』（一九八二年・中央公論美術出版）もと福山敏男・秋山光和『栄山寺八角堂の研究』（美術研究所研究報告〈科研〉、一九五一年・便利堂）所収）。筆者はこの図を裏見していないので、福山氏の記述を紹介しておく。

(12) 宝永二年（二七〇五）までに成立の大島武好『山城名勝志』巻一六紀伊郡部（正徳元年（二七一）刊、出典は『新修 京都叢書』第八（一九六八年））の道澄寺の項目にも銘文は載せられているが、詞の部分を省略している。

(13) 淨慧『山城名跡巡行志』第五（宝暦四年（二七五四）刊、出典は『新修 京都叢書』第一〇（一九六八年））。なお、享保一九年（二七三四）成立の『山城志』第六にも、『山城名跡巡行志』と全く同文の紹介がある（出典は大日本地誌大系34『五畿内志・泉州志 第一巻』（一九七七年・

雄山閣)。

(14) 史料引用の際、原文で細字の部分は()で示した。以下、すべて同様の表記をする。

(15) 岡崎信好『扶桑鐘銘集』下巻(安永七年(一七七八)刊)

(16) 松平定信『集古十種』(寛政一二年(一八〇〇)刊、出典は一九〇八年の国書刊行会刊行本(市島謙吉編)第二)

(17) 狩谷掖斎『古京遺文』(文政元年(一八一七)自序、出典は一九六八年の勉誠社刊行本)

(18) 太田南畝『南畝莠言』(日本随筆大成)第二期二四巻(一九七五年・吉川弘文館)

(19) 狩谷掖斎も『古京遺文』の中で南畝の著作に触れて、「以道澄為寺額蓋本于此」と、南畝の考えに従っている。

(20) 『大日本金石史』一〔次註参照〕二二三頁には、中井鑿庵の言を引用して、中井と三宅春樓が数人の友人とともに栄山寺に赴き、住僧に懇請してこれを手拓し、摹本を公にしたことが記されている。時に寛延二年(一七四九)であった。それ以降、世間によく知られるようになったらしい(手拓本のことには「古銘選釋」にも記される)。

(21) 木崎愛吉『大日本金石史』第一巻(一九二一年・好尚会出版部)

(22) 坪井良平『日本古鐘銘集成』(一九七二年・角川書店)

(23) 秋里籬島『大和名所図会』巻之五(寛政三年(一七九二)刊)

(24) 松崎懺堂『懺堂日歴』文政一二年(一八二九)九月壬辰朔条。懺堂は同年八月、大阪城代遠江掛川藩主太田資好の命により大和の金石文を訪ねて歩いた。栄山寺には八月二七日に入り、鐘銘の手拓を採っている。

『懺堂日歴』の出典は、濱野知三郎編『懺堂日歴 上巻』(一九二九年・六合館。本書のちに「松崎懺堂全集 附 日歴上」(一九八八年・冬至

書房)として復刊)。なお、『懺堂日歴』同年八月一七日条の直前には

「大和訪古録」という見出しが記されており、それ以降八月末までの記述および九月朔(二〇日)条に見える金石文関連記事は「大和訪古録」という彼自身の見聞記に基づくものである。この見聞記は、「大和訪古志」として『芸苑叢書』第二期一〇巻(一九二三年)に収められている。

(25) 日本歴史地名大系『京都市の地名』(一九七九年・平凡社)

(26) 福山敏男『栄山寺の歴史』(前掲註11論文)

(27) 『平安遺文』第四巻一三九七号(栄山寺文書)

(28) 『大日本古文書』編年文書五巻五一九頁

(29) 同右四六三頁

(30) ここまでの福山氏の所説は、「栄山寺の創立と八角堂」(寺院建築の研究 中)〔前掲註11〕所収。初出も註11と同じ)による。

(31) 貞観八年といえは、偶然かどうかは分からないが、一〇月二三日に大和国宇智郡阿陀郷の「贈太政大臣藤原朝臣墓」に守冢係丁二人が設定されている。本論とは関係ないが、新訂増補国史大系『日本三代実録』がこの藤原朝臣を宝龜八年没の良繼に比定するのに対し、福山氏はこれを武智麻呂であるとされている。

(32) 福山敏男『栄山寺の歴史』(前掲註11論文)

(33) 『平安遺文』第七巻三一―二二号(栄山寺文書)

(34) 『平安遺文』第六巻二九三六号(色川本栄山寺文書)

(35) 『千葉県の歴史 資料編 古代』第一部(一九九六年)

(36) 例えば、表一にある西本願寺鐘は、『天文日記(證如上人日記)』天文一六年(一五四七)一月二十九日条および二月一日条により、広隆寺から直接買得たものであることがわかる。『天文日記』の出典は、『石山本願寺日記 上巻』(一九六六年復刻版・清文堂。初版は一九三〇年)。

(37) 『拾芥抄』の出典は『改訂増補故実叢書』22(一九九三年・明治図書)。

(38) 福山氏によれば、これは『阿婆縛抄』所収の「諸寺略記」の記事(大日本仏教全書41 阿婆縛抄第七「二八二四頁」)をそのまま掲出したものであるとのことである。

(39) 『大和名所図会』にも、道澄寺から三町南に礎石のあることが記されている。

(40) 『平安遺文』第一卷一六五号(仁和寺文書)。なお、田地目録の冒頭に近いこの部分は『仁和寺大観』(一九九〇年・法蔵館)に白黒写真が掲載されている。また、この田地目録は一九九八年一月に仁和寺霊宝館において一般公開され(卷子本の初めの三分の一程度が開かれていた)、筆者もそれを実見した。その展示図録である『第八三回大蔵会展—仁和寺経蔵の聖教と書籙』には、田地目録全体のカラー写真が掲載されている。

(41) 「北」字は『平安遺文』では「此」となっているが、東京大学史料編纂所所蔵台紙付写真の調査にもとづいて「北」に改めた。

(42) 貞観寺に関する専論には、竹居明男「嘉祥寺と貞観寺」同著『日本古代仏教の文化史』(一九九八年・吉川弘文館。もと『文化史学』三九(一九八三年)がある。

(43) 『日本古代印集成』(一九九六年・国立歴史民俗博物館)では、印文のうち「貞」しか読んでいないが、実見によると「貞観」までは読めそうであり、台紙付写真でも「観」字の旁「見」ははっきり見える。よって「貞観寺印」であると推定する。

(44) 鐘銘に「堂宇甍を比べ、南北に輪奐たり」とあるから、道澄寺の伽藍は、南面の東西棟が南北に複数ならぶ配置であったと考えられる。したがって「北堂」と呼ばれる堂宇が存在した蓋然性は高い。

北堂に関して言えば、寛平二年(八九〇)の広隆寺資財帳(『平安遺文』第一卷一七五号)においては「北堂」は講堂を示す語として使用されている。例えば、仏物章にあげられた物品には、ところどころ「今校在北堂」と記されているが、これは、目録上は仏物で金堂に所在するはずのものが、今調査してみると「北堂」にあるという内容を示すものである。逆に法物章に示された講堂の物品には「今校在南堂」という文言が付されることがあるのだが、法物章には決して「北堂」の語は出てこない。そして仏物章に「南堂」の語が登場することも全くないのである。それは即ち金堂自身が南堂で、講堂自身が北堂だからである。七堂伽藍においては、講堂のほうに北側に位置するのが基本のようだから、そのように呼称することもあったのだろう。

同様に、天元三年(九八〇)二月二日某寺資財帳(『平安遺文』第二卷三一五号)でも、記載順序により講堂と考えられる建物を指して「北堂」と言っている。また、『後二条師通記』永長元年(一〇九六)六月二四日条にも、同様に考えられる「北堂」の用例がある。

よって、本史料の「北堂」も講堂を示すものと考えられる。

(45) 『類聚雜例』長元九年六月一日条(『増補史料大成6左経記』(一九六五年・臨川書店))

(46) 管見の限りでは、永観二・永祚元・正暦元・長保元・寛弘二・長和三・寛仁二・寛仁三・寛仁四・治安元・治安三・万寿元・万寿二・万寿四・長元五の一五例がある。『小右記』には欠失部分も多く、一月一三日条を残す年は全体の半分くらいであり、確実に行われていないと言える年は数例しか検出できないから、ほとんど毎年行われていると言ってよいだろう。

(47) 言うまでもなく実資は北家の人物で、道明や尹文は南家であるから、

実質は母方の菩提寺で法事を行っていることになる。それ自体非常に興味深い事実であり、当時における菩提保持の形態などについて考えなければならぬだろう。ここではその余裕はないので、後考を期することにした。

- (48) ここで貞観寺関連文書群と呼んでいるのは、『平安遺文』第一巻に「仁和寺文書」として収録されている九通の文書である(田地目録と紙背文書を除く)。東京大学史料編纂所架蔵写真帳(京都大学架蔵影写本を写真撮影したもの)では「貞観寺文書」と称されているので混乱を招きやすいが、これらの文書は現在も仁和寺所蔵である。文書群とはいっても、これらは後世(南北朝期カ)に一時に書かれた写しであり、その扱いには慎重でなければならない。

なお、本稿作成にあたっては、仁和寺所蔵文書の継続的な調査を行っている奈良国立文化財研究所の紙焼付写真を調査した。

- (49) 『平安遺文』一八号「延暦一九年六月二日紀伊郡司解案」

『平安遺文』四三号「弘仁八年八月一日紀伊郡司解案」

『平安遺文』一三六号「貞観五年九月二日民部省勘文案」

『平安遺文』一四一号「貞観五年二月一日貞観寺昂相博状案」

『平安遺文』一四六号「貞観七年三月三日僧淳達宅地施入状案」

右のうち、九条深草里三三・三四坪の土地を示す四三号文書などは、直接的には貞観寺と関係のない文書である。しかし、この文書が貞観寺に伝来したのは、そこに示された土地が後に貞観寺所領となったからであらうから、寺領の坪付を示すものと考えて良い。

- (50) 金田章裕「条里と村落の歴史地理学研究」(一九八五年・大明堂) 第四章

第一節2B項において、当該坪の現地比定が行われている。

- (51) 『日本三代実録』貞観八年二月二日癸巳条

勅、改定深草山陵四至、東至三大墓、南至純子内親王家北垣、西至貞観寺東垣、北至山谷。

- (52) 金田章裕「郡・条里・交通路」『平安京提要』(一九九四年・角川書店) 第三部第一章

- (53) 宮内庁書陵部「図書寮叢刊 九条家文書 三」(一九七三年)。また、東京大学史料編纂所編「日本荘園絵図聚影 二 近畿二」(一九九二年・便利堂)に、その写真が収められている。

- (54) 金田「郡・条里・交通路」(前掲註52論文)

- (55) 『古代地名大辞典』本編(一九九九年・角川書店)

- (56) 同右

- (57) 『日本三代実録』貞観一四年七月一日丁亥条

貞観寺建立之初、未定其名、因仮嘉祥寺為二年分号、即稱西院、安置度者、貞観四年七月廿七日以嘉祥寺西院号貞観寺。

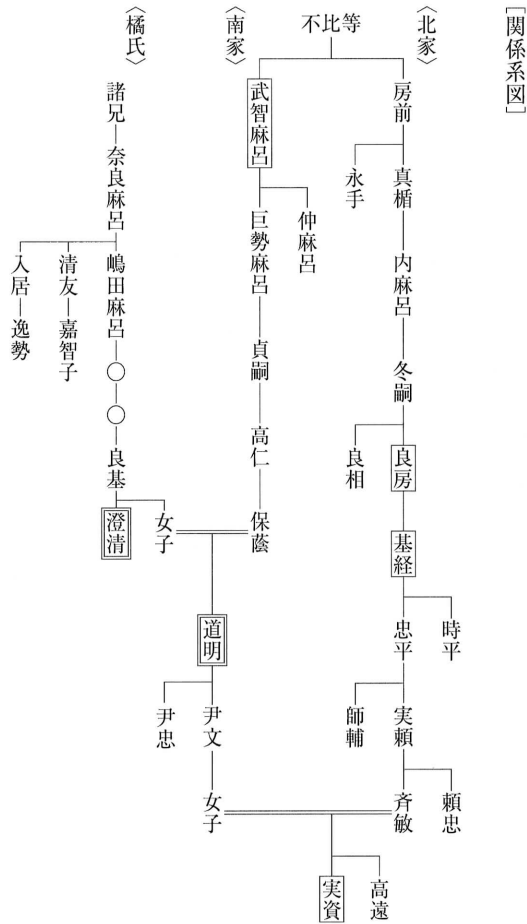
〔付記〕本稿作成に当たっては、栄山寺で鐘を見したほか、日本史学研究室架蔵拓本(目録番号二二、ラベル一〇一―三三)の調査を行った。特に、釈文の校訂などはこの拓本調査に負う部分が大い(日本史学研究室架蔵拓本については、本誌一三三号においてその概要が示されている)。

また、この拓本の調査を兼ねた金石文研究会は、佐藤信先生の主催により平成七年以来継続して行われている。本稿も右の研究会の成果に基づくものであることを記しておく。

表一 移動した古鐘（柴山寺鐘を除く）

名称	西暦	現所蔵	移入時期	原(旧)所蔵	備考
妙心寺鐘	六九八	京都市右京区 妙心寺	南北朝以後	法金剛院？	旧所蔵は「扶桑鐘銘集」による。
劍神社鐘	七七〇	福井県丹生郡織田町 劍神社	？	劍神社神宮寺Ⅱ織田寺(廃寺)？	旧所蔵は「続古京遺文」による。
宝亀五年銘鐘	七七四	国立歴史民俗博物館	昭和四六年	肥前国佐嘉郡 椅寺(所在不詳)	出土品(成田市八代椎木)
西光寺鐘	八三九	福岡市早良区 西光寺	明治三〇年	伯耆国金石寺(所在不詳)	↓永正七に出雲大社↓島根県神門郡多福寺・松林寺(明治二二まで) ↓同年商人の手に渡った後、西光寺が買得した。
大雲寺鐘	八五八	京都市左京区 大雲寺	？	比叡山延暦寺西宝幢院	
延光寺鐘	九一一	高知県宿毛市寺山 延光寺	？	弥勒寺(所在不詳)	移動していない可能性もある。
金峰山寺本堂鐘	九四四	奈良県吉野郡天川村 金峰山寺本堂	？	遠江国佐野郡 長福寺(所在不詳)	現在の静岡県掛川市本郷に同名寺院あり。
井上恒一蔵鐘	九七七	世田谷区世田谷	大正初	伊勢国飯高郡 上寺(所在不詳)	出土品(松阪市笹川字庵)
徳照寺鐘	二六四	神戸市中央区 徳照寺	大正初	奈良県奈良市 中川寺成身院(廃寺)	明治初年に成身院が売り払い、しばらく不明だった。大正二年に再発見。
西本願寺鐘	二六五	京都市下京区 西本願寺	天文一六年	京都市右京区 広隆寺	天文一六に広隆寺から直接買得。
泉福寺鐘	二七六	和歌山県海草郡美里町 泉福寺	明治以前	高野山西院谷 延寿院(廃寺)	↓同町真国宮 丹生神社(阿弥陀寺カ) ↓
鰐淵寺鐘	二八三	鳥根県平田市別所町 鰐淵寺	？	鳥根県倉吉市桜 大日寺上院	

*主に坪井良平『日本古鐘銘集成』の記述に従い、適宜修正を加えて作表した。また、備考欄の矢印↓は、その順に移動したことを示す。



図一 深草里・深草東外里条里坪付模式図

深草里						深草東外里					
6	7	18	19	30	31	6	7	18	19	30	31
5	8	17	20	29	32	5	8	17	20	29	32
4	9	16	21	28	33	4	9	16	21	28	33
3	10	15	22	27	34	3	10	15	22	27	34
2	11	14	23	26	35	2	11	14	23	26	35
1	12	13	24	25	36	1	12	13	24	25	36



仁明天皇陵



深草周辺地図 (原図・国土地理院発行1万分の1地形図「東山」「伏見」)